

就業状況の確認 及び 受講日の対応

事業所名 _____ 印 静岡労働局長 殿
公共職業安定所經由

御社の年間労働日数	日
始業時間	終業時間
御社の所定労働時間	時間 分
給与締め日・支給日	締め 日払

休憩時間を含まず

変形労働時間制の届出をしている場合は協定届書・年間カレンダー等のコピーを添付下さい。(労働基準局届出済)無い場合は、雇用契約書又は雇入れ通知書のコピーをつけてください。

講習名	
受講日	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () 計 日間
訓練機関	

受講させた期間に労働した場合に支払われる通常の賃金額以上の賃金の支払確認が出来ないと賃金助成のみならず経費助成も受けられません。

休日受講日に当たらない場合も、給与体系欄までは受講日毎に記入願います。

処理区分は下記より選択

受講者名	受講日 (曜日)	給与体系 日給制の場合は、 日給額を記載	会社休日(夜間受講)等の場合		
			処理区分 (1, 2, 3)	振替日 (処理 1 の場合)	振替日 (処理 1 の場合)
1	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
2	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
3	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
4	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
5	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
6	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
7	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
8	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
9	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
10	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
11	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
12	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	
13	年 月 日 曜日	月給 日給		月 日 曜日	

1	振替休日を与える 休日出勤日に通常の賃金を支払えばよく、振替休日に賃金を支払う必要はありません。ただし、振替休日 が週をまたがったことにより、週40時間を超えて労働させた場合は、2割5分以上の割増賃金の支払いが必要 になります。(日給者は、振替休日を取得しても日給額は支給しなくてはなりません)
2	休日出勤扱いとして割増賃金等を支給 法定休日(週1日又は4週間4日の休日)の労働は、通常日額賃金の3割5分以上の割増賃金 法定休日以外の休日及び法定労働時間外の労働には、通常日額賃金の2割5分以上の割増賃金の支払いが必要。
3	休日扱いとして、賃金を支給しない (本助成金の経費助成及び全日程分の賃金助成の対象となりません)

2の場合、法定休日と法定外休日がありますが、番号の違いは有りません。

振替休日の付与した日が翌月の場合、追加資料として翌月の出勤簿(タイムカード)と給与表を添付ください。